



栃木県公報

平成 27 年
3月10日(火)
第2662号

目 次

告 示

- 児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定..... 195
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指
定..... 195
- 収去飼料検査結果の概要..... 196
- 道路の供用開始..... 198
- 栃木県開発許可等審査基準の一部改正..... 198

公 告

- 開発行為の工事完了..... 200

調 達 等 公 告

- 入札公告（特定調達公告）..... 200

告 示

栃木県告示第80号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり公示する。

平成27年 3月10日

栃木県知事 福 田 富 一

事業所番号	事業 所		事業 者		指 定 の 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
0951300078	サポートセンター空	那須塩原市大原間西1-19-9	特定非営利活動法人障害児・者トータルサポートセンター空	那須塩原市大原間西1-19-9	平成27年 3月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス
0950500082	クルーキッズ鹿沼	鹿沼市上野町21-2-204	合同会社Crew	宇都宮市越戸1-3-30	平成27年 3月1日	放課後等デイサービス

栃木県告示第81号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成27年 3月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
コスモ薬局大平南店	栃木市大平町新1471-4	ファーマシー中山株式会社	平成27年 3月 1日	育成医療及び更生医療

2 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
ケアーズ訪問看護リ ハビリステーション 那須烏山	那須烏山市金井二丁目 18番3号	株式会社リー ジョンリンク	平成27年3月1日	育成医療及び更生医療

(障害福祉課)

栃木県告示第82号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第4項の規定により、平成26年10月から同年12月までの間に検査した収去飼料の分析結果の概要を次のとおり公表する。

平成27年3月10日

栃木県知事 福 田 富 一

1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製(輸入)年	製(輸入)月	試験項目	日	違反の有無及び違反の内容
さくらし カワサキコーポレーション株式会社 家事業所	同左	酒野谷M I X	H26.10		栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん		無
真岡市 明治飼糧株式会社 真岡センター	同左	明治配合飼料 ドライミックスC12	H26.11		栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん		無

注) 1 試験項目の欄には、栄養成分等-粗たん白質等の検査項目ごとに記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、表示量に対して過不足があった場合にはその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合にはその内容を、それぞれ記載する。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製(輸入)年	製(輸入)月	試験項目	日	違反の有無及び違反の内容
さくらし カワサキコーポレーション株式会社 家事業所	同左	飼料	酒野谷M I X	H26.10		重金属-カドミウム、ひ素、鉛		無
真岡市 明治飼糧株式会社 真岡センター	同左	飼料	明治配合飼料 ドライミックスC12	H26.11		重金属-カドミウム、ひ素、鉛		無

注) 1 試験項目の欄には、重金属-カドミウム等の検査項目ごとに適宜区分し記載する。

2 違反の有無及び違反の内容の欄には違反の有無を記載し、違反が認められた場合には、その違反の内容、違反となった試験項目及びその試験値を記載する。

(畜産振興課)

栃木県告示第83号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成27年3月10日から同年4月8日まで一般の縦覧に供する。

平成27年3月10日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
325	主 要 地 方 道 宇都宮船生高德線	日光市塩野室町字築場河原2107-209から 塩谷郡塩谷町大字佐貫字堀ノ西1684まで	平成27年3月15日 正午

(道路保全課)

栃木県告示第84号

栃木県開発許可等審査基準（平成9年栃木県告示第380号）の一部を次のように改正する。

平成27年3月10日

栃木県知事 福 田 富 一

第6条の次に次の1条を加える。

（法第34条第2号の観光資源の有効な利用上必要な建築物）

第6条の2 法第34条第2号に規定する観光資源の有効な利用上必要な建築物は、次の各号に該当するものでなければならない。

- (1) 別表第1の2に掲げる用途に該当し、その位置、敷地、建築物及び道路については、同表に規定するそれぞれの要件を満たすものであること。
- (2) 市町村の観光振興に関する計画等に適合すること及び都市計画上支障がないことについて、当該市町村と協議が整っているものであること。
- (3) 事業計画書等により、その内容が適正であると認められるものであること。

第20条第3号イ中「道路土工・排水工指針（平成16年10月日本道路協会策定）」を「道路土工要綱（平成21年日本道路協会策定）、道路土工・カルバート工指針（平成22年日本道路協会策定）」に改め、同条第4号中「道路土工・排水工指針」を「道路土工要綱、道路土工・カルバート工指針」に改める。

第26条第2項第3号中「揚排水ポンプ設備技術基準（案）解説（昭和56年日本建設機械化協会策定）」、「流域貯留施設等技術指針（案）（昭和61年日本河川協会策定）」及び「雨水浸透施設技術指針（案）（平成7年雨水貯留浸透技術協会策定）」を削り、「及び下水道施設計画・設計指針と解説（平成13年日本下水道協会策定）」を「雨水浸透施設技術指針（案）（平成18年雨水貯留浸透技術協会策定）、流域貯留施設等技術指針（案）（平成19年雨水貯留浸透技術協会策定）、下水道施設計画・設計指針と解説（平成21年日本下水道協会策定）、下水道施設の耐震対策指針と解説（平成26年日本下水道協会策定）及び揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（平成27年河川ポンプ施設技術協会策定）」に改める。

第27条第2項第1号中「及びその周辺地」を「土砂災害特別警戒区域及びそれらの周辺地」に改める。

第29条及び第30条第3項中「下水道施設計画・設計指針と解説」の次に「及び下水道施設の耐震対策指針と解説」を加える。

第31条中「がけ」を「崖」に、「平成10年2月3日付け建設省経民発第1号」を「平成13年5月24日付け国総民発第7号」に改める。

別表第1中「社会福祉法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業の用に供する施設、社会福祉法」に、「及び更生保護事業法」を「又は更生保護事業法」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第1の2 (第6条の2関係)

用 途	観光資源の利用のため直接必要な施設、観光価値を維持するため必要な施設、宿泊施設又は休憩施設その他これらに類する施設	
位 置	観光資源の利用形態、観光資源までの距離等からみて観光客の利用が見込まれ、原則として観光資源の所在地を含む市町村の区域内の町又は大字の区域内にある土地であること。	
敷 地	規 模	500㎡以下。ただし、駐車場の確保等特に必要と認められる場合は、1,000㎡を上限とする。
	形 状	前面道路に開発区域の6分の1以上又は10m以上接していること。
建 築 物	延床面積	200㎡以下
道 路	形 状	袋路状の道路は除く。

注) 対象建築物には、住宅（宿泊施設に併設されるもので知事が別に定めるものを除く。）を併設できないものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この基準の適用の際現に申請がなされているものについては、なお従前の例による。
 (改正後の基準の写しを栃木県県土整備部都市計画課、宇都宮土木事務所、鹿沼土木事務所、日光土木事務所、真岡土木事務所、栃木土木事務所、矢板土木事務所、大田原土木事務所、烏山土木事務所及び安足土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

(都市計画課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年3月10日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
(第1工区) 矢板市石関字山崎上ノ台1201番1の一部、1202番、1203番、1204番1の一部、1208番1の一部、1209番の一部、1210番18の一部 (第2工区) 矢板市石関字山崎上ノ台1204番1の一部、1207番の一部、1208番1の一部、1209番の一部 (開発行為に関する工事) 矢板市石関字山崎上ノ台1204番2の一部、1204番3の一部、1204番2地先	矢板市石関1204番地1	社会福祉法人がんばり福祉会

(都市計画課)

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成27年3月10日

栃木県産業技術センター所長 伊 藤 日 出 男

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量 非接触輪郭形状測定機 一式
 - (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - (3) 納入期限 平成28年2月15日
 - (4) 納入場所 栃木県産業技術センター
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、機械器具、車両類又は精密機械類の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
 - (3) 平成27年5月1日から同月14日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号 栃木県産業技術センター管理部
電話028-670-3395
 - (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成27年3月10日から同年4月20日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成27年5月1日午後5時 (1)の場所に持参又は郵送すること。
(ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
イ 開札の日時及び場所 平成27年5月14日午前10時 栃木県産業技術センター相談室
 - (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
 - (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成27年4月1日から同月23日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
イ 確認結果の通知 平成27年4月28日までに郵送する。
- 4 その他
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
 - (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に栃木県産業技術センターで交付する仕様書に基づき作成した非接触輪郭形状測定機仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - (4) 審査
ア 技術審査 栃木県産業技術センター所長が、入札者の作成した非接触輪郭形状測定機仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した非接触輪郭形状測定機仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
イ 技術審査基準 非接触輪郭形状測定機仕様書が、栃木県産業技術センターで交付する非接触輪郭形状測定機仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
 - (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
 - (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (7) 契約書の作成の要否 要
 - (8) その他
ア 入札の変更等 平成27年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Non-contact profile measuring instrument 1set

- (2) Time and Date of bidding:
5:00 P.M., May 1, 2015
- (3) Information is available at:
Department of Management
Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture
1-5-20 Yuinomori, Utsunomiya, Tochigi
321-3226
TEL 028-670-3395

(工業振興課)